

別紙

三春町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 17年度の人件費率
	(18年度末)	A		B	B/A	
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	19,565	5,908,039	213,116	1,352,257	22.9	22.1

(注) 人件費には、議会議員やその他非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担などが含まれています。

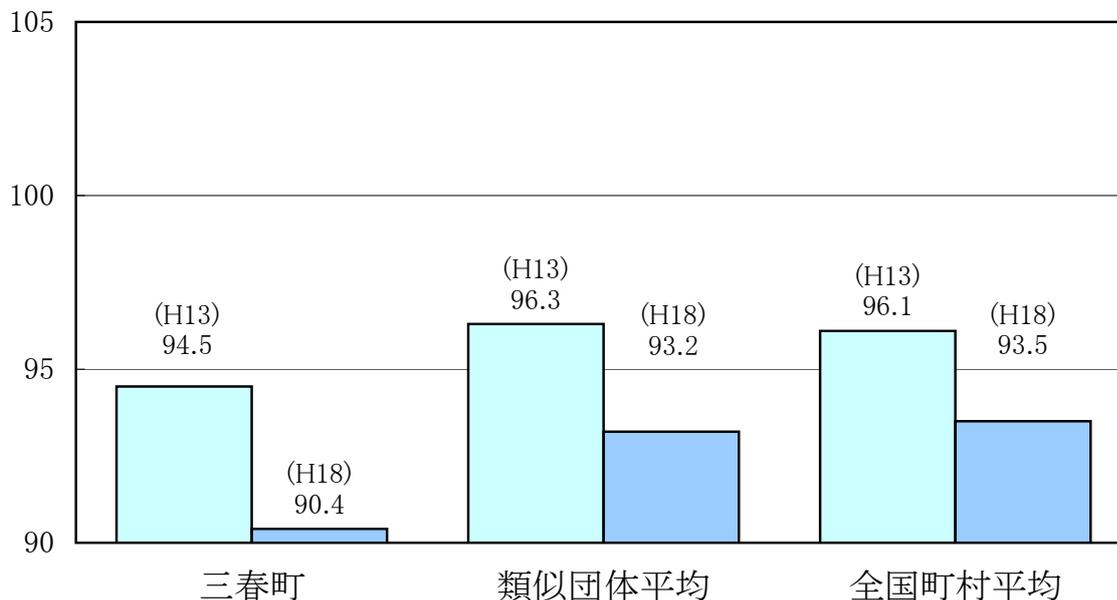
(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	160	610,351	61,462	218,879	890,692	5,567

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 H18の三春町職員の給料月額には4～5%をカットしていますが、この指数は、カット前の指数です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	県人事委員会の勧告				三春町の 給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
18年度	円 393,484	円 394,169	円 △685	% 改定なし	% 0	% 0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

②特別給

区分	県人事委員会の勧告				三春町の 年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
18年度	月 4.39	月 4.45	月 △0.06	月 △0.05	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。
本町では、平成17年度から平成18年度の2年間給与カットを実施したため、県人事委員会の勧告に基づき、平成19年度から年間支給月数を4.40で実施しています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (18年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三春町	歳 44.8	円 338,972	円 380,919
			円 361,939
福島県	歳 42.8	円 356,100	円 418,628
			円 392,825
国	歳 40.4	円 328,477	円
			円 381,212
類似団体	歳 43.0	円 330,914	円 372,256
			円 356,526

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三春町	歳 55.5	円 271,892	円 284,038
			円 281,592
福島県	歳 49.0	円 368,700	円 410,977
			円 396,106
国	歳 48.4	円 286,500	円
			円 318,595
類似団体	歳 48.7	円 280,835	円 299,278
			円 292,595

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
3 三春町の給料は、月額4～5%カットしていますが、カットしている額は、期末手当で差引き調整しています。

(2) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区 分		三 春 町		福 島 県	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,200 円	183,800 円	176,800 円	188,300 円
	高校卒	138,400 円	148,000 円	142,800 円	152,500 円
技能労務職	高校卒	131,500 円	140,300 円	151,050 円	162,400 円
	中学卒	120,200 円	127,700 円	135,900 円	144,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（18年4月1日現在）

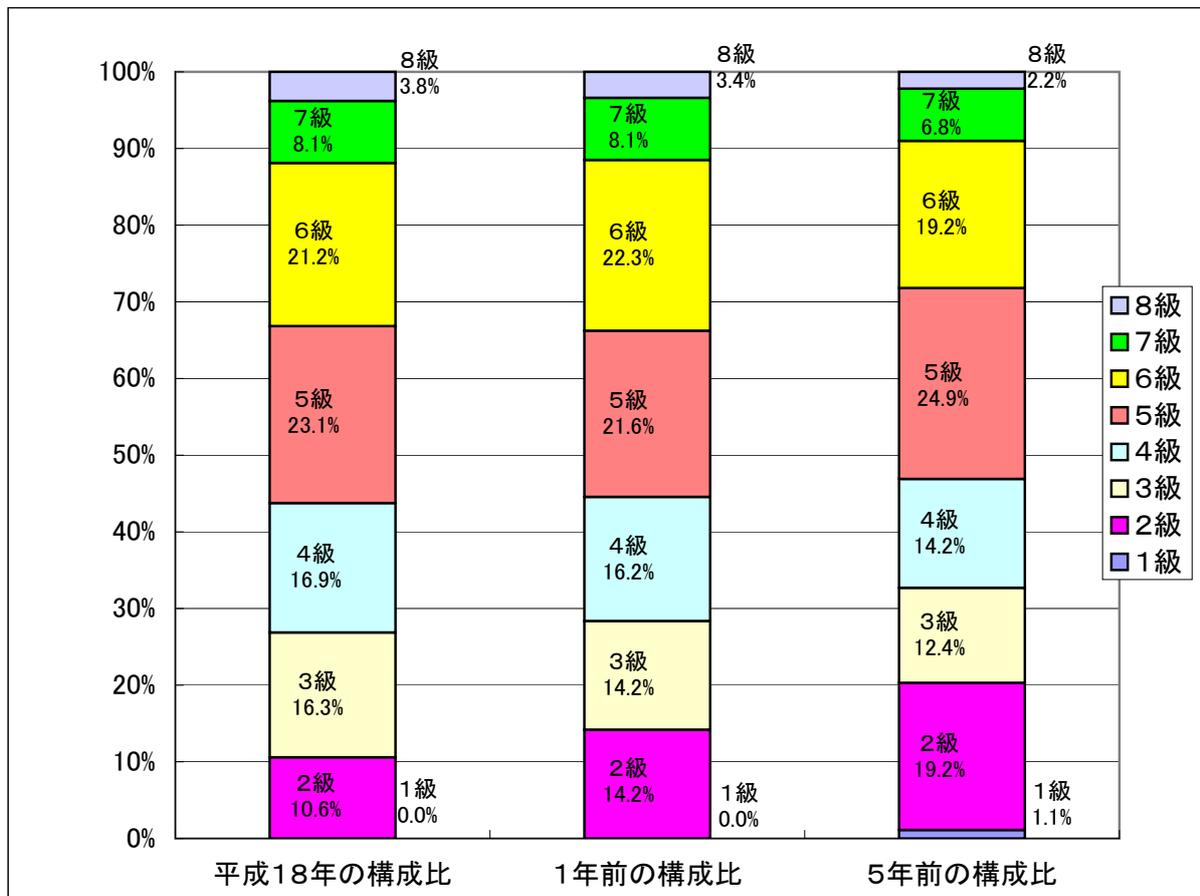
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	242,100 円	300,400 円	347,500 円
	高校卒	200,000 円	242,100 円	300,400 円
技能労務職	高校卒	188,400 円	219,200 円	248,000 円
	中学卒	170,900 円	200,500 円	231,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	課長	6人	3.8%
7級	課長・総括主幹	13人	8.1%
6級	主幹	34人	21.2%
5級	主任主査	37人	23.1%
4級	主査	27人	16.9%
3級	主査	26人	16.3%
2級	主事・技師(副主事・副技師)	17人	10.6%
1級	主事・技師(副主事・副技師)	0人	0.0%

(注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
18年度	職 員 数 A	人 160
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 25
	比 率 B/A	% 15.6
17年度	職 員 数 A	人 161
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 23
	比 率 B/A	% 14.3

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 春 町	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,368 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.42 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.42 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(2) 退職手当 (18年4月1日現在)

三 春 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 有) 1人当たり平均支給額 1,057 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)

(注) 退職手当の支給率は、福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。

退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	25,414 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	159 千円
支給実績(17年度決算)	25,067 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	154 千円

(注) 時間外勤務手当には選挙手当(H17=衆議院選、H18=県知事選)が含まれています。

(4) その他の手当(18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる場合国の内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族のうち2人まで それぞれ 6,000円 ・扶養親族でない配偶者がある場合の扶養親族のうち1人 6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・その他 5,000円 ・16~22歳までの子1人につき 5,000円を加算 	同じ		17,850 千円	196 千円
住居手当	<p>1 職員の居住する借家・借間 (支給要件) 自ら居住するための住宅を借り受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・家賃20,500円以下 家賃額-9,500円 ・家賃20,500円以上 (家賃額-20,500円) × 1/2(その控除した額の1/2が16,000円を超えるときは、16,000円) + 11,000円</p> <p>2 配偶者等の居住する借家・借間 (支給要件1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住居を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給要件2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 (支給額) 1により算出される額の1/2の額</p>	異なる	<p>(支給要件) ・国は月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) ・国は家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・国は家賃23,000円を超え55,000円未満(家賃額-23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円</p> <p>国は月額12,000円を超える家賃を支払っている職員を支給要件(支給額)1により算出される額の1/2の額</p>	7,412 千円	85 千円

	3 自宅 (支給要件)その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である者 (支給額) 2,500円ただし、新築又は購入した住宅にかかるものについては、当該新築又は購入した日から起算して5年間は3,500円		国はその所有に係る住宅のうち当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの (支給額) 国の支給額は 2,500円		
通勤手当	(支給要件)通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (支給額) ・公共交通機関利用者 運賃相当額ただし55,000円を超えた部分は1/2 ・交通用具利用者 2,200円～43,900円	異なる	国は55,000円以下については運賃等相当額 交通用具利用者 2,000円～ 24,500円	7,406 千円	54 千円
管理職手当	課長 20,000円 課長補佐・施設長16,000円	異なる	本省庁課長 25%～10%	3,512 千円	207 千円
寒冷地手当	支給地域(4級地) ・世帯主である職員のうち扶養親族のある職員 17,800円 その他の職員 10,200円 ・世帯主でないその他の職員 7,360円	同じ		0 千円	0 千円

(注) 寒冷地手当の支給期間は毎年11月から3月までの5か月間です。ただし、三春町はH16.11からH22.3の間は支給停止としています。

5 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	町 長	636,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 860,000 円/ 552,000 円
	助 役	538,900	円	715,000 円/ 510,000 円
	教 育 長	502,350	円	円/ 円
報酬	議 長	294,500	円	395,000 円/ 230,000 円
	副 議 長	233,700	円	325,000 円/ 180,000 円
	議 員	212,800	円	290,000 円/ 157,000 円
期末手当	町 長	(18年度支給割合)		
	助 役 教 育 長	3.3	月分	
退職手当	議 長	(18年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.3	月分	
退職手当	町 長	(算定方式)		(支給時期)
	助 役	636,000円×在職月数×48/100		任期毎に支給
	教 育 長	538,900円×在職月数×29/100		任期毎に支給
		502,350円×在職月数×20/100		任期毎に支給

(注) 町長給料20%、助役及び教育長給料を15%カットしています。
また、議員報酬は、5%カットしています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

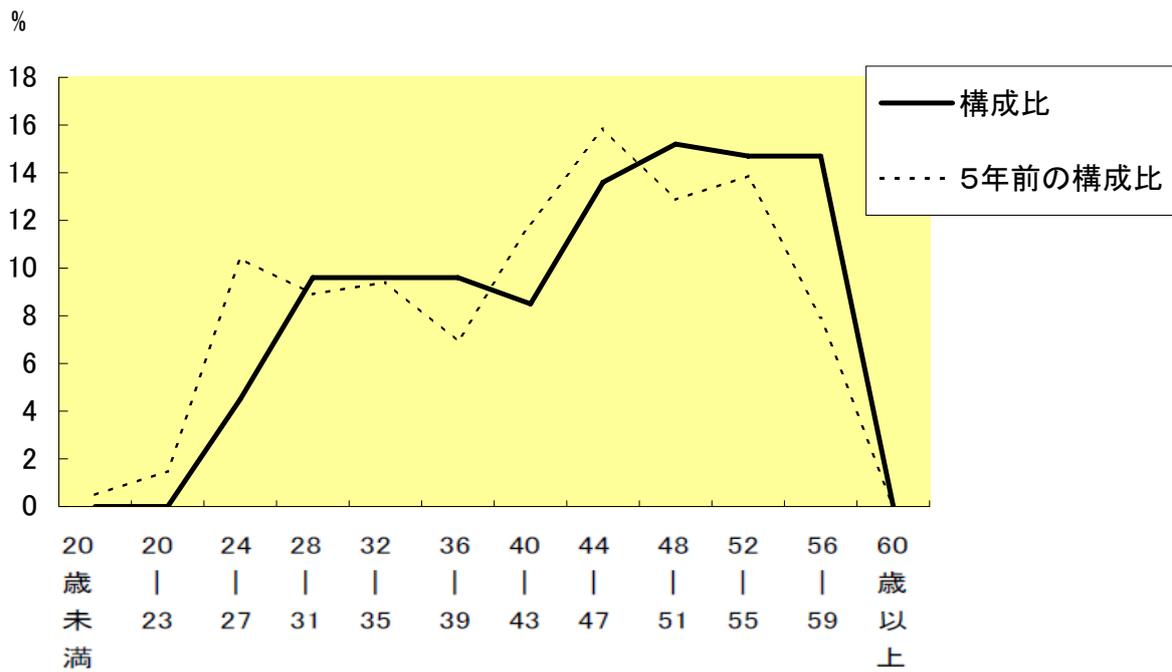
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成17年	平成18年		
一 般 行 政 部 門	一般行政部門	63	68	5	行革、公有財産、戸籍電算化等の事業に伴うスタッフの充実
	福祉関係	63	60	▲3	保育士退職者不補充
	小 計	126	128	2	
特 別 行 政 部 門	教育	36	35	▲1	調理員職員数の減員
	小 計	36	35	▲1	
公 営 企 業 会 計 等 部 門	水道	4	4		
	下水道	2	2		
	その他	8	8		
	小 計	14	14		
合 計		176	177	1	
		[205]	[205→180]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。なお、条例改正により平成18年12月22日から定数180人となっています。

(2) 年齢別職員構成の状況（18年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	8人	17人	17人	17人	15人	24人	27人	26人	26人	0人	177人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年3月31日	162人

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

165人

③定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区 分		17年	18年	19年	20年	17年～19年	(参考)
部 門		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	数値目標(22年)
一般行政	職員数	126	128	124		—	
	増 減		2	▲ 4		▲2 (%)	
教 育	職員数	36	35	36		—	
	増 減		▲ 1	1		0 (%)	
消 防	職員数					—	
	増 減					(%)	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	14	14	14		—	
	増 減		0	0		0 (%)	
計	職員数	176	177	174		—	165
	増 減		1	▲ 3		▲2 (94.8%)	

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。